障害者自立支援法施行令 (平成十八年政令第十号) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

目次   第二章 (略) 第二章 (略) 第二章 (略) 第二節 高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び 特例特定障害者特別給付費の支給(第十九条 第二十一条の五) 及び指定相談支援事業者(第二十二条 第二十二条の 三) 第四節 補装具費の支給(第四十三条の四) 第四節 補装具費の支給(第四十三条の四)	改正案
日次   日次   日次   日次   日次   日次   第一章   総則(第一条)   第一章   総則(第一条)   第一節 (略)   第一款   高額障害福祉サービス費の支給(第二十二条 第二十六   第二款   指定障害福祉サービス事業者(第二十二条 第二十六   条)	現

### 第四章 費用 (第四十四条 第四十五条の三)

第五章 (略)

第六章 (略)

#### 第二章 自立支援給付

第一節 介護給付費、 訓練等給付費、 者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給 特例介護給付費、 高額障害福祉サービス費、特定障害 訓練等給付費 特例

( 指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額

支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額 ( 附則第 十一条において「負担上限月額」という。) は、次の各号に掲げる 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家

(略)

第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。 以 障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等(法 民税 ( 同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百 下同じ。) のあった月の属する年度 (指定障害福祉サービス等の ころにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該 方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の規定による市町村 あった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地 一十八条の規定によって課する所得割を除く。第二十九条第一項 第四十三条の二第二項並びに附則第十二条及び第十三条第二項 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者等及び当該支給決定 以下同じ。 を課されない者 (市町村の条例で定めると

> 第三章 費用(第四十四条・第四十五条)

第四章 (略)

第五章 (略)

自立支援給付

第一節 訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給 介護給付費、 特例介護給付費 訓練等給付費 特例

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額

第十七条 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家 十一条において「負担上限月額」という。) は、次の各号に掲げる 計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額 支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (附則第

(略)

施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における当該支 障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等 (法 た者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の 民税 ( 同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百 方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村 二十八条の規定によって課する所得割を除く。) を課されない者 あった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地 下同じ。) のあった月の属する年度 (指定障害福祉サービス等の 第二十九条第一項 に規定する指定障害福祉サービス等をいう。 以 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除され 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者等及び当該支給決定

当該支給決定障害者等(次号及び第四号に掲げる者を除く。)当該支給決定障害者等(次号及び第四号に掲げる者を除く。)であ号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であ月において同じ。)又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者が指定障害福祉サービス等のあったる者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等をいう。次市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者

二万四千六百円

掲げる者を除く。) 計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者等及び当該支給 、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 及び当 法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい 昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 (次号に のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定 決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等 れた国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) に基づく障害 該指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年に支給さ サービス等のあった月の属する年の前年の合計所得金額 (地方税 公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。 この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法( 等のあった月の属する年の前年 (指定障害福祉サービス等のあっ 基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合 た月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。 以下 市町村民税世帯非課税者であり、 一万五千円 かつ、指定障害福祉サービス )、当該指定障害福祉

Ξ 障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年に支給された国 規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、 この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法 者を除く。) た月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるも 金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が 民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) に基づく障害基礎年 とする。第三十五条第一項第四号において同じ。)及び当該指定 同じ。)、当該指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の 昭和四十年法律第三十三号) 第三十五条第二項第一号に規定する のに該当する場合における当該支給決定障害者等(次号に掲げる 八十万円以下である者又は支給決定障害者等及び当該支給決定障 前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に 公的年金等の収入金額をいう。 第三十五条第一項第四号において た月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。 等のあった月の属する年の前年 (指定障害福祉サービス等のあっ 害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあっ 市町村民税世帯非課税者であり、 一万五千円 かつ、指定障害福祉サービス 以下

#### 四 (略)

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。 の範囲内において市町村が定めた割合 (以下「市町村特例割合」との範囲内において市町村が定めた割合 (以下「市町村特例割合」との範囲内において市町村が定めた割合 (以下「市町村特例割合」とのでは、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内においてみの高にある領域下の範囲内において政令で定める額は、支給、法第二十九条第四項に規定する百分の九十に相当する額を超え百2 法第二十九条第四項に規定する百分の九十に相当する額を超え百

及び特例特定障害者特別給付費の支給第四款。高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費

#### 四 (略)

2

額を控除した額とする。

「法第二十九条第四項に規定する百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下の範囲内において市町村が定めた割合(第二十条第一項第一号におの合計額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあの音計額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあの音計額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあいて、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において政党で定める額は、支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に係る同決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に係る同分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額は、支給額を控除した額とする。

3 支給決定障害者等(障害児の保護者を除く。以下この項において3 支給決定障害者等(障害児の保護者を除く。以下この項において。)が、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者の別定の適用(同項第二号及び第三号に規定する場合を含む。)又は地方の規定の適用(同項第二号及び第三号に規定する場合を含む。)又は地方の規定の適用(同項第二号及び第三号に規定する場合を含む。)又は地方の規定の適用(同項第二号及び第三号に規定する場合を含む。)又は地方の規定の適用(同項第二号及び第三号に規定する場合を含む。)又は地方の規定の適用(同項第二号及び第三号に規定する場合を含む。)については、支給決定障害者等と同一の世帯に属する者のとすることができる。の世帯に属するその配偶者のみであるものとすることができる。同じ。)が、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する場合である。

## 第四款 高額障害福祉サービス費の支給

(高額障害福祉サービス費の対象となるサービス及び介護給付費等

第十九条 法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政 常十九条 法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービス」という。)とする障害福祉サービス(これに相当するサービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含みで定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを含む。)とり、法第三十三条第一項に関定する障害福祉サービス(これに相当するサービス(これに相当するサービスを含む。)とする。)(次条において)を含む。)とする。)(次条において)に対応では、法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政を)とする。)とする。)(次条において)に対応では、法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政を)とする。)とする。

と総称する。) とする。

と総称する。) とする。

と総称する。) とする。

と総称する。) とする。

と総称する。) とする。

2

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等)

<sup>昻二十条</sup> 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額 (

(高額障害福祉サービス費の対象となるサービス及び介護給付費等

第十九条 法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政第十九条 法第三十三条第一項に規定する介護を含む。) 及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。) 及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。) 及び施設サービス」という。) とし、法第三十三のを含む。) 及び施設サービス」という。) とし、法第三十三のを含む。) 及び施設サービス」という。) とし、法第三十三のを含む。) 及び施設サービス」という。) とする。) (次のを含む。) 人ので定めるものは、法第五十一条に規定する障害福祉サービス(これに相当するサービス(これに相当するサービス(これに相当するサービス(これに相当するサービスのうち政会で定めるものは、法第五十三条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政会において「居宅サービス等」と総称する。) とする。

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等)

| 第二十条 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額 (

除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。 障害者等利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額(以下「支給決定得た額に支給決定障害者等按分率(支給決定障害者等が同一の月に負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス

### ·二 (略)

> 除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。 障害者等利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額(以下「支給決定負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して負担世帯合算額がら高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス

### 一・二 (略)

額 同一の世帯に属する身体障害者福祉法第十七条の十一第五項に周一の世帯に属する身体障害者(支給決定障害者等及びその配規定する施設支給決定身体障害者が第十七条第三項の規定の意用を受ける場合にあっては、これらの者とする。)が同一の内での適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。)が同一の一の一つである当該施設支給決定身体障害者(支給決定障害者等及びその配規定する施設支給決定身体障害者(支給決定障害者等及びその配規に関一の世帯に属する身体障害者福祉法第十七条の十一第五項に

無等支援費の合計額を控除して得た額本等支援費の合計額を控除して得た額」の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓額の合計額から当該指定施設支援に係る同条第二項第一号に掲げる第一項に規定する指定施設支援にの適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。)が同一の月に受けた同法第十五条の十一次に対している。)が同一の月に受けた同法第十五条の十一次に対している。)が同一の月に受けた同法第十五条の十一次に対している。)が同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三四、同一の世帯に属する知识を対象を表する知识を表する。

#### 2 (略)

#### 4 (略)

特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

| 社サービスは、法第五条第十一項に規定する施設入所支援とする。| 第二十一条の二 | 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福

### 特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条の三 び居住に要する費用の状況並びに特定障害者(同項に規定する特定 費等の基準費用額」という。 その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは 障害者をいう。第三項において同じ。 勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食 同じ。)における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。 条において「食費等の負担限度額」という。 を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この 当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額) とする。 特定障害者特別給付費は、 )から、平均的な家計における食費及 )の所得の状況その他の事情 指定障害者支援施設等 ( )を控除して得た額 (

#### 2 (略)

3

#### 4 (略)

				2
°	著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない	等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が	等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害者支援施設	厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費

3| 規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた 特定障害者にあっては、 用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の った場合には、 に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費 第一項の規定にかかわらず、 特定障害者特別給付費を支給しない。 食費等の負担限度額)を超える金額を支払 特定障害者が指定障害者支援施設等

# (特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

第二十一条の四 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

規定 規定 読み替える 読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第二項	指定障害福祉サービ	特定入所サービス(
	ス等を受けようとす	第三十四条第一項に
	る支給決定障害者等	規定する特定入所サ
		ービスをいう。以下
		この条において同じ
		。) を受けようとす
		る特定障害者 (同項

			第二十九条第五項			
用(特定費用を除く当該指定障害福祉サ			支給決定障害者等	一ビス等  当該指定障害福祉サ	業者等」という。) 常言福祉サービス事際言福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事	
する特定入所費用を 十四条第一項に規定 特定入所費用 (第三	特定入所サービスを	等	特定障害者		等において同じ。) 等をいう。以下この 等をいう。以下この 指定障害者支援施設 指定障害者支援施設	   条において同じ。) 

	第二十九条第七項		第二十九条第六項	
第三項の厚生労働大 原生労働省令で定める指定障害福祉サービスの取扱いに関する基準及び 道に関する基準の設備及 が運営に関する基準 が運営に関する基準 が運営に関する基準 が運営に関する基準 が運営に関する基準 が運営に関する基準 が運営に関する基準 が通常の設備及び運営に関する基準 が通常をで定め		支給決定障害者等	前項	, )
定め   行令第二十一条の三  原害者自立支援法施	等  指定障害者支援施設	特定障害者	おいて準用する前項第三十四条第二項 に	<u>ال</u> ال، )

第二十九条第八項前項	前 項	おいて準用する前項第三十四条第二項に

### (特例特定障害者特別給付費の支給)

準費用額」と読み替えるものとする。 李費について準用する。この場合において、同条第三項中「に対し」と、「食費等の基準該当施設をいう。)に対し」と、「食費等の基準費用額( 法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定に より特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障 事者にあっては、食費等の負担限度額)」とあるのは「食費等の基準費用額( まり特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障 事者にあっては、食費等の負担限度額)」とあるのは「食費等の基準費用額( 本り特定障害者特別給付第二十一条の五 第二十一条の三の規定は、特例特定障害者特別給付

設等及び指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を三十六条第三項第五号(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(をいう。以下同じ。)又は指定相談支援事業者(法第三十二条第一定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)、指定障害者支援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設第二十二条 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規

### 第五款 指定障害福祉サービス事業者

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

律は、次のとおりとする。四十一条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法第二十二条 法第三十六条第三項第五号 (法第三十七条第二項及び第

政令で定める法律は、次のとおりとする。 含む。)及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の )、第四十条 (法第四十一条第四項において準用する場合を

児童福祉法

(略)

2 養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号 (法第三十 七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。 前項に掲げるもののほか、 指定障害福祉サービス事業者のうち療

の政令で定める法律は、 次のとおりとする。

医師法 (昭和二十三年法律第二百一号)

歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号)

保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号)

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)

薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) 薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号)

政令で定める使用人) ( 指定障害福祉サービス事業者に係る法第三十六条第三項第六号の

第二十三条 法第三十六条第三項第六号 (法第三十七条第二項及び第 四十一条第四項において準用する場合を含む。) の政令で定める使 用人は、サービス事業所 ( 法第三十六条第一項に規定するサービス 事業所をいう。) を管理する者とする。

> 第二十三条 法第三十六条第三項第六号 (法第三十七条第二項及び第 四十一条第四項において準用する場合を含む。) の政令で定める使

用人は、サービス事業所(法第三十六条第一項に規定するサービス

事業所をいう。) を管理する者とする

(指定障害者支援施設の指定の申請に関する読替え)

第二十四条の二 次の表のとおりとする 法第三十八条第三項の規定による技術的読替えは、

( 法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

二~八 (略)

二項第六号の政令で定	係る法第三十六条第	( 指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定
まで及び前号	で	十号
第五号から第七号	第四号から前号ま	第三十六条第三項第
		六号
障害者支援施設	サービス事業所	第三十六条第三項第
	事業	
障害者支援施設	障害福祉サービス	
	基準	
営に関する基準	及び運営に関する	
設等の設備及び運	ビスの事業の設備	
指定障害者支援施	指定障害福祉サー	号
第四十四条第二項	第四十三条第二項	第三十六条第三項第
第四十四条第一項	第四十三条第一項	号
障害者支援施設	サービス事業所	第三十六条第三項第
	で)	
	号から第十一号ま	
	にあっては、第二	
	に係る指定の申請	
第十号	第十号 (療養介護	
の申請		
九条第一項の指定		
施設に係る第二十		
の指定障害者支援		
第三十八条第一項	第一項の申請	第三十六条第三項
	句	る規定
読み替える字句	読み替えられる字	法の規定中読み替え

### める使用人)

第二十四条の四法第三十九条第二項の規定による技術的読替えば、(指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読替え)

次の表のとおりとする。

				十六条第三項	おいて準用する第三	第三十八条第三項に					第三十八条第二項	る規定	法の規定中読み替え
で) 号から第十一号ま 号から第十一号ま	第十号(療養介護					第一項の申請					前項	句	読み替えられる字
	第十号	の変更の申請	九条第一項の指定	施設に係る第二十	の指定障害者支援	第三十九条第一項	の変更	九条第一項の指定	施設に係る第二十	の指定障害者支援	第三十九条第一項		読み替える字句

				1																		
第三十六条第一項	法の規定中読み替え	とおりとする。	第二十四条の五 法第四十	(指定相談支援事業者の指定の申請に関する読替え)	十六条第三項第十号	おいて準用する第三	第三十八条第三項に	十六条第三項第九号	おいて準用する第三	第三十八条第三項に	十六条第三項第六号	おいて準用する第三	第三十八条第三項に					十六条第三項第三号	おいて準用する第三	第三十八条第三項に	十六条第三項第二号	第三十八条第三項に
障害福祉サービス	詞		、法第四十条の規定による技術的読替えは、	指定の申請に関する芸		で	第四号から前号ま			指定の申請			サービス事業所	事業	障害福祉サービス	基準	及び運営に関する	ビスの事業の設備	指定障害福祉サー	第四十三条第二項	第四十三条第一項	サービス事業所
相談支援事業を行	読み替える字句		的読替えは、次の表の	読替え)		まで及び前号	第五号から第七号			指定の変更の申請			障害者支援施設		障害者支援施設		営に関する基準	設等の設備及び運	指定障害者支援施	第四十四条第二項	第四十四条第一項	障害者支援施設

第三十六条第三項第	二号	第三十六条第三項第					第三十六条第三項											第三十六条第二項								
第四十三条第二項	第四十三条第一項	サービス事業所	で	号から第十一号ま	にあっては、第二	に係る指定の申請	第十号(療養介護	サービス	当該特定障害福祉	る前項	」という。)に係	障害福祉サービス	項において「特定	の条及び次条第一	サービス (以下こ	で定める障害福祉	他の厚生労働省令	就労継続支援その	という。)	サービス事業所」	この款において「	行う事業所 (以下	祉サー ビス事業を	の種類及び障害福	障害福祉サービス	事業を行う者
第四十五条第二項	第四十五条第一項	相談支援事業所					第十号		相談支援									前項		て同じ。)	以下この条におい	援事業所をいう。	に規定する相談支	第四十五条第一項	相談支援事業所(	う者

第二十五条   法第四十一条第四項の規定による技術的読替えは、	疋の更新に関する法第	指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第	第二十五条指定障害婦
(指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する読替え)	3読替え) 指定障害者支援施設及び指定相談		支援事業者の指定の更新に関する(指定障害福祉サービス事業者、
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	77 THE 17 THE PRINT OF THE PRIN
	9     කි.	る相談支援事業所をハう。)を管理する者とする。	る相談支援事業所をつ
	十五条第一項に規定す	相談支援事業所(法第四十五条第一項に規定す	で定める使用人は、知
	条第三項第六号の政令	)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令	場合を含む。)におい
	四項において準用する	法第四十条 ( 法第四十一条第四項において準用する	第二十四条の六 法第四
			める使用人)
	二項第六号の政令で定	指定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定	(指定相談支援事業者
		ビス	
	指定相談支援	指定障害福祉サー	
	相談支援事業所	サービス事業所	
		ビス	
	相談支援	特定障害福祉サー	第三十六条第四項
	まで及び前号	で	十号
	第五号から第七号	第一第四号から前号ま	第三十六条第三項第
			九号
	相談支援	第一障害福祉サービス	第三十六条第三項第
			六号
	相談支援事業所	第一サービス事業所	第三十六条第三項第
		事業	
	相談支援事業	障害福祉サービス	
		基準	
	基準	及び運営に関する	
	業の運営に関する	ビスの事業の設備	
	指定相談支援の事	指定障害福祉サー	

次の

表
の
سُر
お
11
7
午
9
る

指定の申請   指定の更新の申請
業を行う者   ビス事業者
障害福祉サービス事   指定障害福祉サー
読み替えられる字句   読み替える字句

	3								
法の規定中読み替え	規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。指定相談支援事業者の指定の更新に関する法第四十	おいて準用する第三第三十八条第三項に	十六条第三項第九号 おいて準用する第三	十六条第三項第六号おいて準用する第三十八条第三項に		]	十六条第三項第三号おいて準用する第三	第三十八条第三頃に十六条第三項第二号	第三十八条第三項に
句    記の替えられる字	は、次の表のとおりとする。指定の更新に関する法第四.	第四号から前号ま	指定の申請	サービス事業所	事業 障害福祉サービス	基準を関する	マロー・フロー	第四十三条第二項第四十三条第一項	サービス事業所
読み替える字句	とする。	第五号から第七号	指定の更新の申請	障害者支援施設	障害者支援施設	営に関する基準		第四十四条第二項第四十四条第一項	障害者支援施設

第四十五条第一項相談支援事業所	第四十三条第一項	第四十条において準
	で	
	-	Ī
	こあつては、第二	三項
-	に係る指定の申請	用する第三十六条第
第十号	第十号 (療養介護	第四十条において準
	サービス	
相談支援	当該特定障害福祉	
	る前項	
	」という。) に係	
	障害福祉サービス	
	項において「特定	
	の条及び次条第一	
	サービス (以下こ	
	で定める障害福祉	二項
	他の厚生労働省令	用する第三十六条第
前項	就労継続支援その	第四十条において準
	という。)	
て同じ。)	サービス事業所」	
以下この条におい	この款において「	
援事業所をいう。	行う事業所 (以下	
に規定する相談支	祉サービス事業を	
第四十五条第一項	の種類及び障害福	
相談支援事業所(	障害福祉サービス	可
	事業を行う者	用する第三十六条第
指定相談支援事業	障害福祉サービス	第四十条において準

第二十五条の二 次の表のとおりとする。 (指定障害者支援施設等の報告等に関する読替え) 法の規定中読み替え 四項 用する第三十六条第 第四十条において準 用する第三十六条第 第四十条において準 三項第二号 用する第三十六条第 第四十条において準 用する第三十六条第 第四十条において準 三項第六号 第四十条において準 三項第十号 三項第九号 用する第三十六条第 三項第三号 法第四十八条第三項の規定による技術的読替えは、 | 読み替えられる字 ビス で 基準 ビス 特定障害福祉サー 第四号から前号ま 障害福祉サービス 指定の申請 サー ビス事業所 事業 障害福祉サービス 指定障害福祉サー 第四十三条第二項 サー ビス事業所 及び運営に関する ビスの事業の設備 指定障害福祉サー 読み替える字句 相談支援 相談支援事業所 基準 指定相談支援 相談支援事業所 相談支援 まで及び前号 第五号から第七号 指定の更新の申請 相談支援事業 業の運営に関する 指定相談支援の事 第四十五条第二項

	第四十八条第二項	第四十八条第一項	る規定
	前項	ビス事業者	句
.	する前頃 次項において準用	設等の設置者	

(指定相談支援事業者の報告等に関する読替え)

第二十五条の三 法第四十八条第四項の規定による技術的読替えは、

第四十八条第二項	第四十八条第一	る規定	法の規定中読み替え	次の表のとおりとする。
	項			する。
前 項 	サービス事業所	句	読み替えられる字	
用する前頁 第四項において準	相談支援事業所		読み替える字句	

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

指定相談支援事業者に係る法第五十条第一項第九号(同条第三項及第二十六条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は

び第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、

次のとおりとする。

一~四 (略)

五 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)

六~十 (略)

養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定め2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療

( 法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

おりとする。 第二十六条 法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のと

| \_ \_ \_ (略)

六~十 (略)

五

知的障害者福祉法

一健康保険法る法律は、次のとおりとする。

四 保健師助産師看護師法

薬剤師法

( 指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読替え )

第四十四条第二項	第四十三条第二項第四十三条第一項	第五十条第一項第四
-11 = /	サービス事業所	第五十条第一項第三
設の設置者	ビス事業者	号
指定障害者支援施	指定障害福祉サー	第五十条第一項第二
第五号又は第十号	륑	
第三十六条第三項	第十号又は第十一	
において準用する	第四号、第五号、	
第三十八条第三項	第三十六条第三項	
設の設置者	ビス事業者	号
指定障害者支援施	指定障害福祉サー	第五十条第一項第一
	句	る規定
読み替える字句	読み替えられる字	法の規定中読み替え

第二十六条の三 指定相談支援事業者の指定の取消し等に関する読替え) 뮝 믥 号から第十一号まで 믥 第五十条第二項 第五十条第一項第七 第五十条第一項第六 第五十条第一項第五 第五十条第一項第八 法第五十条第四項の規定による技術的読替えは、次 指定障害福祉サー 指定障害福祉サー 医療費 若しくは訓練等給 基準 ビスの事業の設備 サービス事業所 指定障害福祉サー 第四十八条第一項 サー ビス事業所 第四十八条第一項 ビス事業者 付費又は療養介護 ビスの事業 指定障害福祉サー 及び運営に関する ビス事業者 ビス事業者 設 設等の設備及び運 第四十八条第三項 障害者支援施設 指定障害者支援施 又は訓練等給付費 指定障害者支援施 障害者支援施設 設の設置者 指定障害者支援施 同条第一項 設の設置者 同条第一項 第四十八条第三項 設の設置者 指定障害者支援施 営に関する基準 において準用する において準用する

	相談支援事業所	サービス事業所	第五十条第二項
	相談支援	障害福祉サービス	号及び第十一号第五十条第一項第十
•	第三十二条第一項	第二十九条第一項	号 第五十条第一項第八
	同条第一項		
	において準用する		

# 第三節 | 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養

### 介護医療費の支給

算した額が二十万円未満であることとする。 を除く。以下同じ。 含むものとする。第四十三条の二第二項並びに附則第十二条及び第 地方税法の規定による市町村民税 ( 同法の規定による特別区民税を 療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の 令で定めるもの (以下「支給認定基準世帯員」という。) について 下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省 法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。) に係 に掲げる所得割 ( 同法第三百二十八条の規定によって課する所得割 十三条第二項において同じ。) の同法第二百九十二条第一項第二号 療をいう。以下同じ。) のあった月の属する年度 (指定自立支援医 指定自立支援医療 ( 法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医 る障害者等 ( 法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以 ( 支給認定に係る政令で定める基準) 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定 ( の額を厚生労働省令で定めるところにより合

### 第三節 自立支援医療費の支給

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定 ( 下同じ。) 及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省 ととする。 労働省令で定めるところにより合算した額が二十万円未満であるこ 地方税法の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を 療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の 療をいう。以下同じ。) のあった月の属する年度 (指定自立支援医 令で定めるもの (以下「支給認定基準世帯員」という。) について る障害者等 (法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。 法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。) に係 八条の規定によって課する所得割を除く。 以下同じ。 ) の額を厚生 同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割 ( 同法第三百二十 含むものとする。第三十五条第一項第三号を除き、以下同じ。 指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医 ( 支給認定に係る政令で定める基準) し の 以

2

(略)

各号に定める額とする。 類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該 令で定める額 ( 附則第十三条において「負担上限月額」という。) 者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政 法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種 法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給認定障害

### (略)

び第五号に掲げる者を除く。) めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 (次号及 認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療 該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。) 又はその支給 のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定 法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における当 い者 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除 ては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されな された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同 給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度 ( 指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっ 市町村民税世帯非課税者(その支給認定に係る障害者等及び支 五千円

#### · 五 略)

2 用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定 めるところにより算定した額は、支給認定に係る障害者等が同一の 法第五十八条第三項第一号ただし書の健康保険の療養に要する費

> 2 (略)

第三十五条 計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定め める額とする。 五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに る額 (附則第十三条において「負担上限月額」という。) は、法第 次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家

### 一・二 (略)

場合における当該支給認定障害者等 (次号及び第五号に掲げる者 要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する 及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において 有しない者を除く。)である場合における当該支給認定障害者等 定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定 ては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規 を除く。) をいう。次号において同じ。) 又はその支給認定に係る障害者等 とし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むもの によって課する所得割を除く。) を課されない者 (市町村の条例 給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度 ( 指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっ 市町村民税世帯非課税者(その支給認定に係る障害者等及び支 五千円

#### 四 五 (略)

2 ろにより算定した額は、支給認定に係る障害者等が同一の月に受け 算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるとこ 法第五十八条第三項第一号の健康保険の療養に要する費用の額の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする 額の算定方法の例により算定した額の合計額から前項各号に掲げる 月に受けた指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の

の政令で定める法律 ( 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号

第三十八条 項第五号の政令で定める法律は、 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三 次のとおりとする。

児童福祉法

医師法

歯科医師法

保健師助産師看護師法

医療法

身体障害者福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

薬事法

薬剤師法

介護保険法

療養介護医療費の支給に関する読替え)

第四十二条の二 法第七十条第一 |項の規定による技術的読替えは、 次

の表のとおりとする

第五十八条第三項	る規定	法の規定中読み替え
(当該指定自立支	句	読み替えられる字
(当該指定療養介		読み替える字句

じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする。 方法の例により算定した額の合計額から前項各号に掲げる区分に応 た指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定

の政令で定める法律) (法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三 項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

児童福祉法

医師法 (昭和二十三年法律第二百一号)

歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)

保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第1

五 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)

身体障害者福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)

薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号)

介護保険法

支給決定障害者が	支給認定に係る障	第五十八条第五項
療養介護医療	自立支援医療	
項		
おいて準用する前		
第七十条第二項に	前項	第五十八条第四項
支給決定障害者	支給認定障害者等	二号及び第三号
指定療養介護医療	指定自立支援医療	第五十八条第三項第
	響、障害の状態	
家計に与える影響	の家計に与える影	
支給決定障害者の	支給認定障害者等	
おいて同じ。		
う。以下この条に		
受けた障害者をい		
に係る支給決定を		
るものに限る。		
費(療養介護に係		
規定する介護給付		
第七十条第一項に	が	
支給決定障害者	支給認定障害者等	号
指定療養介護医療	指定自立支援医療	第五十八条第三項第
同じ。		
下この条におい		
護医療をいう。		
指定に係る療養介		
者から受けた当該		
福祉サービス事業		
護医療	援医療	

( 基準該当療養介護医療費の支給に関する読替え) 第四十二条の三 法第七十一条第二項の規定による技 次の表のとおりとする。   一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	第五十八条第六項
費の支給に関する読録 一条第二項の規定に 一条第二項の規定に 付 (当該指定自立支 (当該指定自立支	支援医療機関から 支援医療機関から 当該指定自立支援医療機関から 当該指定自立支援 医療機関 当該指定自立支援 医療機関 当該指定自立支援
(の支給に関する読替え) 条第二項の規定による技術的読替えは、 条第二項の規定による技術的読替えは、 (当該指定自立支 (当該基準該当療 定する基準該当療 定する基準該当療	指定障害福祉サービス事業者から指 定療養介護医療 市町村 支給決定障害者 当該指定障害福祉 サービス事業者 当該指定療養介護 医療に 第七十条第二項に おいて準用する前 おいて準用する前

第四十二条の四 (指定療養介護医療等に係る負担上限月額) 第五十八条第四項 第五十八条第三項第 一号及び第三号 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準 前項 指定自立支援医療 の家計に与える影 支給認定障害者等 自立支援医療 支給認定障害者等 障害の状態 支給決定障害者 基準該当療養介護 医療 前項 第七十一条第二項 医療 るූ 基準該当療養介護 家計に与える影響 支給決定障害者の の条において同じ 者をいう。以下こ 決定を受けた障害 において準用する ) が ) に係る支給

第五十八条第三項第

指定自立支援医療

基準該当療養介護

いて同じ。

륑

が

支給認定障害者等

支給決定障害者 (

第七十一条第一項

に規定する特例介

護に係るものに限護給付費(療養介

医療

一第十七条第一項第一号に掲げる者四万二百円

| 第十七条第一項第二号に掲げる者 | 二万四千六百円

四第十七条第一項第四号に掲げる者零

第十七条第一項第三号に掲げる者

一万五千円

2

受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準 額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が のは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得 ろにより算定した額」 給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるとこ 中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で支 該当療養介護医療をいう。 くは基準該当施設 (同号口に規定する基準該当施設をいう。) から 第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。) 若し において「指定療養介護医療」という。 事業者等をいう。)から受けた当該指定に係る療養介護医療(次項 ス事業者等 ( 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス の項において同じ。 定める額を上回る支給決定障害者(二十歳未満の者に限る。 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出 に係る負担上限月額は、 )の指定療養介護医療等(指定障害福祉サー ۲ 次項において同じ。 同項第一 前項の規定にかかわらず、同項第一号 |号中「二万四千六百円」 ) 又は基準該当事業所 (法 をいう。 以下同じ 以下こ とある

省令で定めるところにより算定した額」とする。以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額

それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。) 一十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあっては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額)を乗じて得た額に百分分の百を市町村特例割合で除して得た額)を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額(第十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、百条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九

一 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額(前項の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額(前項を指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額でおる食事療養標準負担額及び同法第八十五条の二第二項に規定を指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の する食事療養標準負担額の合計額

の額として厚生労働大臣が定める額 (食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用)

3

養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例ろにより算定した額は、支給決定障害者が同一の月に受けた指定療算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるとこ十八条第三項第一号ただし書の健康保険の療養に要する費用の額の法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五

ところにより算定した率を乗じて得た額とする。 項に定める額)を控除して得た額にそれぞれ厚生労働省令で定める 額を合計して得た額から第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ 険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計 により算定した額の合計額及び基準該当療養介護医療につき健康保

### 第四節 補装具費の支給

# 補装具費の支給に係る政令で定める者等)

項第二号に掲げる所得割の額が五十万円であることとする。1同項の申請に係る障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者につに係る障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者につに係る障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入り分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員とする。

3 法第七十六条第一項の申請に係る障害者が、その属する世帯の他の世帯員を、当該障害者の属する世帯の他の世帯員を、当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族及び被扶養者る世帯の他の世帯員を、当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族及び被扶養者る当該障害者の配偶者の配偶者を除く。)の扶養親族及び被扶養者の世帯の他の世帯員を、当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族及び被扶養者の世帯の他の世帯員を、当該障害者が、その属する世帯の他の世帯員を、当該障害者が、その属する世帯の他の世帯員を、当該障害者が、その属する世帯の他の世帯員を、当該障害者が、その属する世帯の他の世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

### (補装具費に係る負担上限月額)

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円 景において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して 第四十三条の三 法第七十六条第二項ただし書に規定する当該補装具

当該補装具費支給対象障害者等 (次号及び第四号に掲げる者を除 る者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における 障害者等をいう。 次号において同じ。 ) 又は補装具費支給対象障 地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例 補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購 者が補装具の購入若しくは修理のあった月において要保護者であ 害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する 有しない者を除く。 で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むもの のあった月が四月から六月までの場合にあっては、 入若しくは修理のあった月の属する年度 ( 補装具の購入又は修理 とし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を 市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該 二万四千六百円 )である場合における当該補装具費支給対象 前年度)分の

「で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者であって厚生労働省令で定めるものには補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又

等でであるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者にあって、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令でと同一の世帯に属する者が、補装具の購入又は修理のあった月にと同一の世帯に属する者が、補装具の購入又は修理のあった月に四、補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等

### 第三章 障害者支援施設

### 第四章 費用

、障害福祉サービス費等負担対象額(同項第一号に規定する障害福第四十四条(都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

### 第三章 費用

、障害福祉サービス費等負担対象額(同項第一号に規定する障害福第四十四条(都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

祉サービス費等負担対象額をいう。 百分の二十五を負担する。 以下この条において同じ。)の

- 2 ビス費等負担対象額の百分の五十を負担する 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、 障害福祉サー
- 3 する次の各号に掲げる障害福祉サービス費等 ( 法第九十二条第一号 号に定める額の合算額とする に規定する障害福祉サービス費等をいう。) の区分に応じ、当該各 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁
- 費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受 利用する障害福祉サービスに係るものに限る。) 当該介護給付 か低い額 祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介 の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が の他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)のいずれ 護給付費等の支給に要した費用の額 (その費用のための寄附金そ 大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福 けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働 者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、 介護給付費等(居宅介護、 重度訪問介護 行動援護、 その介護 重度障害
- 一 介護給付費等 ( 前号に掲げるものを除く。 ) 、 高額障害福祉サ 給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額 額を控除した額 その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の ビス費、 当該介護給付費等 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費 高額障害福祉サービス費、 特定障害者特別
- 施設入所支援を受けた者その他厚生労働大臣が定める者を除く サービス利用計画作成費 障害福祉サービスを受けた障害者等

祉サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。) の 百分の二十五を負担する。

ビス費等負担対象額の百分の五十を負担する。 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、 障害福祉サー

2

- 3 区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする する次の各号に掲げる介護給付費等及び高額障害福祉サービス費の 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、 その支弁
- 介護(法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護をいう。 下同じ。) に係るものに限る。) ― 当該介護給付費若しくは特例 介護給付費又は特例介護給付費(居宅介護 当該収入の額を控除した額)のいずれ 行動援護及び外出
- 一 介護給付費等 (前号に掲げるものを除く。) 及び高額障害福祉 か低い額 の他の収入があるときは、 、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他 サービス費
  当該介護給付費等及び高額障害福祉サービス費の支 介護給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金そ 害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費若しくは特例 の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき支給決定障 介護給付費について障害者若しくは障害児の障害の種類及び程度 給に要した費用の額 (その費用のための寄附金その他の収入があ るときは、当該収入の額を控除した額)

費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額をた額又は当該サービス利用計画作成費の支給に要した費用(その。)の人数を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定し

# ( 自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担)

控除した額) のいずれか低い額

2 第四十五条 等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のため 県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、 年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した める基準によって算定した額とする。 の寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定 自立支援医療費等」という。) の支給に要する費用の額から、その 町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介 額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。 護医療費、 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市 基準該当療養介護医療費及び補装具費(次項において「 自立支援医療費 2

# 地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

基準によって算定した額とする。
附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県

地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれら早に対して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府

# (自立支援医療費に係る都道府県及び国の負担)

よって算定した額とする。 の他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金そ町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費の支給に第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市

る基準によって算定した額とする。 寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定めの支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費品、対策の土工条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府

労働大臣が定める基準によって算定した額とする。の費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生

補助)(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の

第五章 審查請求 (第四十六条 第五十条)

第六章 雑則 (第五十一条・第五十二条)

(関係人に対する旅費等)

の定めるところによる。(く条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例、、日当及び宿泊料については、地方自治法第二百七条の規定に基づ第五十条(都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費

(大都市等の特例)

下「指定都市」という。) において、法第百六条の規定により、指第五十一条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以

第四章 審查請求 (第四十六条 第五十条)

第五章 雑則 (第五十一条・第五十二条)

(関係人に対する旅費等)

ものとし、報酬については、条例の定めるところによる。十七号)第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例による、日当及び宿泊料については、地方自治法(昭和二十二年法律第六第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費

(大都市等の特例)

下「指定都市」という。)において、法第百六条の規定により、指第五十一条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以

めるところによる 年政令第十六号)第百七十四条の三十二第一項から第三項までに定 定都市が処理する事務については、 地方自治法施行令 (昭和二十二

2 (略)

附 則

特定旧法指定施設に関する経過措置)

第六条の二 第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、 う。) 第十七条の三十第一項各号のいずれか又は法附則第五十二条 なして、同条の規定を適用する。 項において準用する同条第一項各号のいずれかに該当したものとみ ずれかに該当するに至ったものについては、同日から法附則第一条 の規定による改正前の知的障害者福祉法 (以下「平成十八年十月改 正前知的障害者福祉法」という。) 第十五条の三十第一項各号のい 害者福祉法 ( 以下「平成十八年十月改正前身体障害者福祉法」とい 十八年十月一日前に法附則第三十五条の規定による改正前の身体障 以下この条において「特定旧法指定施設」という。 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設( 法第五十条第三 )であって平成

2

日の前日までの間は、

一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出

に限る。

し は

報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が同日以後に到来するもの

同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の

法第四十八条第三項において準用する同条第

定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め(当該

成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の二十八第一

項の規

十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の二十八第一項又は平

平成十八年十月一日前に特定旧法指定施設に対してなされた平成

めるところによる。 年政令第十六号)第百七十四条の三十二第一項から第四項までに定 定都市が処理する事務については、地方自治法施行令 (昭和二十二

2 (略)

附 則

頭を求める処分とみなす。

とみなして、同条の規定を適用する。 第五十条第三項において準用する同条第一項第五号に該当したものった場合において、当該請求に関し不正があったときは、同日から掲げる支援について、同日以後に当該各号に定める費用の請求を行る 特定旧法指定施設が、平成十八年十月一日前に行った次の各号に

に規定する特定入所者食費等給付費成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項規定する指定施設支援(同項に規定する施設訓練等支援費又は平規でする指定施設支援)の項に規定する施設訓練等支援費又は平

項に規定する特定入所者食費等給付費平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一に規定する指定施設支援。同項に規定する施設訓練等支援費又は二、平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十一第一項

(旧法施設支援に関する技術的読替え)

次の表のとおりとする。第六条の三(法附則第二十一条第三項の規定による技術的読替えは、

444	451 341
第二十九条第四項	規定
前項	読み替えられる字句
項 門第二十一条第二	読み替える字句

(特定旧法受給者に関する技術的読替え)

次の表のとおりとする。第六条の四、法附則第二十二条第五項の規定による技術的読替えは、

項 附則第二十二条第四	前項	第二十九条第四項
読み替える字句	読み替えられる字句	規定法の規定中読み替える

### 福祉ホームに関する経過措置)

定により施設の設備又は運営の改善を命ずる処分とみなす。 が同日以後に到来するものに限る。) は、法第八十二条第二項の規福祉法第七十一条の規定による事業の改善の命令(当該改善の期限2 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた社会

の命令(当該廃止の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項の規定による廃止の期間が同日において満了していないものに限る。)又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項若しくは社会平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた平成

3

とみなす。法第八十二条第二項の規定により事業の停止又は廃止を命ずる処分

### 相談支援事業に関する経過措置)

ずる処分とみなす。

っ)は、法第八十二条第一項の規定により事業の制限又は停止を命者福祉法第二十一条の三の規定による事業の制限又は停止の命令(当該制限又は停止の期間が同日において満了していないものに限る正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前知的障害正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前知的障害。)は、法第八十二条第一項の規定により事業の制限又は停止の命令(成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正。

### (法附則第三十二条の政令で定める日)

三十日とする。 第七条の二 法附則第三十二条の政令で定める日は、平成十九年九月

(法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設)

ービス費算定基準額の経過措置 )(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サ

設をいう。以下この条において同じ。 第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等 ( 障害児の保護 少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの る現金、預貯金等 (所得税法施行令 (昭和四十年政令第九十六号) けた者 ( 厚生労働大臣が定める者に限る。 ) であって、その所有す 設等若しくは旧法指定施設(法附則第二十条に規定する旧法指定施 者を除く。以下この条において同じ。) のうち、指定障害者支援施 厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、第十七条第一 千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して 第二十一条第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四 条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十七条第一項第二号及び の負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第十七 る郵便貯金をいう。 附則第十三条の二において同じ。 ) の合計額が おいて同じ。) 及び郵便貯金(所得税法第九条の二第一項に規定す 第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。附則第十三条の二に を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受 支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び二十歳未満の者を除く。 、療養介護、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間、 ) に入所する者 (指定障害者 第十七条

ービス費算定基準額の経過措置)(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サ

第十一条 わらず、 六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決 祉サービス費算定基準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかか 働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額及び高額障害福 貯金等をいう。) 及び郵便貯金 (所得税法第九条の二第一項に規定 祉法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をい 第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等 ( 障害児の保護 する郵便貯金をいう。)の合計額が少額であることその他の厚生労 行令 (昭和四十年政令第九十六号) 第三十一条第二号に規定する預 者を除く。) であって、その所有する現金、預貯金等 ( 所得税法施 第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう の者を除く。) 又は指定知的障害者更生施設等 ( 知的障害者福祉法 生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満 う。以下この条において同じ。 ) に入所する者 (指定身体障害者更 る支給決定を受けた者、指定身体障害者更生施設等 ( 身体障害者福 者を除く。以下この条において同じ。) のうち、共同生活援助に係 施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の 以下この条において同じ。) に入所する者 (指定知的障害者更生 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間、 第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号中「二万四千 第十七条

して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案項第三号及び第二十一条第三号中「一万五千円」とあるのは「零以

指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置)

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置)

一条第二項若しくは第二十二条第四項」とする。
十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項又は法附則第二十規定の施行の日の前日までの間は、第二十条第一項第一号中「第二第十一条の三 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる

(特定入所サービスの経過措置)

法施設支援」とする。
接」とあるのは、「施設入所支援又は法附則第二十条に規定する旧規定の施行の日の前日までの間は、第二十一条の二中「施設入所支第十一条の四 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる

指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)

第十三条の二 平成十八年十月一日から平成二十一年三月三十一日ま

ろにより算定した額」とする。給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるとこ中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支より算定した額」と、第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところに

厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。 「ア五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して原生労働省。で定める要件に該当するものの指定療養介護医療等に係る負担 上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六 上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六 上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六 上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六 での間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定 での間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定